



David A. Wise (eds.)

Advances in the Economics of Aging

NBER and University of Chicago Press, 1996

橋 本 俊 詔

本書は、NBER（全米経済研究所）が中心となって高齢化の問題を巡って研究報告を重ねてきたが、そのシリーズの第5巻目に当たるものである。その研究シリーズの中心的役割を果たしてきたのが、ハーバード大学のDavid Wise教授であり、彼の編による10章の論文から成っている。NBERはJCER（日本経済研究センター）と高齢化を巡る日米共同研究を行っており、評者もその共同研究に関係しているので、多大の関心を持って本書に接することができた。

高齢化の問題は様々な点から評価が可能であるし、多様な課題を抱えている。例えば、わが国では高齢化の問題は少子化とからめて議論されることが多いし、その他にも高齢者の医療問題、年金・保険問題、労働者の引退行動、貯蓄の問題、等々、すべての社会・経済問題と関係があるといっても過言ではない。本書はそれらの多くの問題のうち、労働、医療、貯蓄等の問題に注目して、第一線の研究者が研究成果を報告したものである。残念ながら個々の研究者が個々の関心に応じて論文を書いているので、本書全体を通じる中心テーマがなく、従って本書全体として主張したいことを見つけるのが困難なので、本としての魅力に欠ける。しかし、個々の論文は学術論文として質の高いものも多く、本書は質の高い学術誌と理解した方がよい。しかも、実証研究の大半がアメリカを対象にしているので、わが国の読者に直接関係ないともいえるが、わが国の経験と比較すると大変興味深いし、アメリカの経済学者の書く論文の水準の高さからしても、本書を読むことは価値があるといえる。

個々の論文を簡単に紹介しつつ、コメントを試みてみよう。既に述べたように、本書全体の流れを主張することに欠ける論文集なので、個々の論文それぞれにコメントの方がふさわしく、それによって書評の責

任を果たしたい。さらに、紙数の制限と著者の関心の相違から、個々の論文の紹介とコメントに濃淡の差があることも理解していただきたい。

先ず第1章は、Michael Hurdによる高齢者の労働市場を特徴づける硬直性の問題を論じている。Hurdによると、高齢者の労働市場には次のような硬直性があるとされる。すなわち、固定費用の存在やチーム生産の特色が、高齢者の採用や労働移動に阻害要因になっている。さらに、高齢者は引退を間近に控えているので、企業も労働者にも、訓練を施すことや訓練を受ける誘因がさほどない。加えて、引退を控えた労働者は、公的年金の支給開始年齢や予想される支給額、そして医療保険の状況等によって、自身の引退行動や労働移動の決定に大きく影響を受けるという特色もある。Hurdはこれらの硬直性の問題が、アメリカ人の高齢者の労働、引退、転職行動にどのような効果があるかを各種のデータを用いて検証している。すなわち、高齢者が労働行動に直面した場合、選択の余地はさほどなく、これが硬直性につながると主張されている。

労働市場の硬直性を国際的に比較すれば、日本とアメリカが比較的柔軟性が高く、ヨーロッパが硬直性が高い、と一般に認識されている。柔軟性の高いアメリカでは、労働移動が比較的自由であるし、雇用形態もパート・タイムや派遣労働の活用、賃金も需給に応じて相当変動があるという柔軟性がみられるが、それは若年や中年労働者にだけあてはまり、高齢者は例外でむしろ硬直性が目立つというのがHurdの認識といえよう。高齢者の特色を考慮すれば、Hurdの主張は正しいと思うが、それは果たしてアメリカだけの特色なのか、それとも日欧にもあてはまるかという点に関心を呼び起こす。

この問題に関する私の判断は、高齢者の労働市場における硬直性は日欧にもあてはまると考えられ、多分普遍的な事実といえるだろう、というものである。従って高齢者の引退や労働、そして処遇に関していえば、公共政策の役割、すなわち指導や補助の必要性も含めて重要であるといえる。例えば高齢者の訓練や賃金に関していえば、企業に訓練を期待するのは無理なので、公共訓練機関に期待するしかないし、高齢者に高い賃金を支払うインセンティブも企業にはさほどないので、賃金補助支払いも政策の1つとして考えられる。後者の高齢者賃金補助支給政策に関していえば、一般に補助金は資源配分にゆがみをもたらすので、できれば避けた方がよい。従って、高齢労働者の場合には、年金支給との組み合わせによって低収入を防ぐ政策の方が好ましいといえる。

最後に、Hurdの主張するティーム生産が高齢労働者の硬直性を高めているという主張は、Hurd論文に対するAngus Deatonのコメントにもあるように、さほど説得的ではない。ティーム生産が原因になるのであれば、それは高齢者だけではなく、若年・中年労働者にもあてはまると考えられるのではないだろうか。

第2章は、Robin Lumdsaine, James Stock and David Wiseによる65歳引退現象に関する論文である。アメリカの企業年金制度によれば、多くの制度が65歳前に引退することを奨励しているのにもかかわらず、大多数の人が65歳で引退するとされるし、Lumdsaine, Stock and Wiseはこの事実を企業データの調査によって確認する。しかし、64歳以前に引退する人も結構いることも報告されている。

このように制度は65歳前の引退（すなわち早期引退）を奨励しているのに、大多数の人が65歳で引退する現象を、著者は“65歳引退パズル”と称している。このパズルの解明に当たろうとする。1つの理由は65歳という区切りの良さと習慣が大きいと主張する。さらに次の事実を発見する。第2に、アメリカではいわゆるメディケア制度が適用される年齢が65歳なので、その効果があるかもしれないと予想されるが、メディケア制度の役割は小さい。第3に、65歳に引退すれば所得獲得の点からすればむしろ不利を蒙っているとされる。すなわち、65歳以前に引退した方が生涯所得にとって有利なのである。

Lumdsaine, Stock and Wiseによって説明されるアメリカの経験と、日本の経験を比較しよう。まず、

わが国では企業年金よりも公的年金が年金受給額に占めるシェアが高いので、企業年金による引退奨励効果は小さい。すなわち、公的年金支給開始年齢がわが国の引退年齢を規定する要素が強いのである。第2に、わが国の公的年金支給開始年齢はむしろ長期的に引き上げの傾向なので、アメリカの企業年金とは逆の方向である。しかし、アメリカでも公的年金では65歳から67歳に引き上げが計画されている。第3に、わが国では高齢者の雇用は困難な現象であるし、企業も定年前に退職金積み増し策による自発的引退促進を計ることが多いし、出向・転籍を半強制的にさせられることもある。アメリカも企業年金による早期引退政策を採用しているが、それに労働者がさほど応じていない事実と好対照である。第4に、わが国の公的年金支給開始年齢を固定化せず、高齢者に選択の余地を与えるような制度設計が望まれる。

第3章は、John Ausink and David Wiseによるアメリカの職業軍人に関する年金と引退の問題を扱っている。特にアメリカの兵士では、Wiseが中心になって開発したoption value modelが、兵士の引退行動を説明するに際して重要であることが示されている。この論文は質的には高いモデルが提示されているので、方法論に関心のある人には有益な論文である。Option value modelの紹介とコメントは紙数の関係で省略せざるをえないし、兵士の労働問題を語るには評者の知識が無いので、次の論文に進むことにする。

第4章の論文は、Jonathan Gruber and Brigitte Madrianによる健康保険と早期引退の関係を扱ったものである。2人によるとアメリカの高齢者に対する医療保険には次の3つの特色がある。第1に、65歳以上の引退者に合衆国政府がメディケア制度を、1960年中期に導入したこと。第2に、企業自身が引退者を保険者とした健康保険制度を運営していること。第3に、医療に関する継続給付制度（すなわち退職後も医療保険に加入し続ける制度）の効果が相当大きいと示される。しかし、この制度は高齢者の引退年齢の決定にはさほど大きな効果がないことがわかっている。

第5章は、Mark McClellanによるメディケア制度の給付と病院コストの増加という論文である。アメリカでは65歳をすぎた高齢者にメディケア制度という、いわゆる社会扶助制度に似た制度があるが、これにまつわる制度の経済効果、特にホスピタル・コストの上昇への効果を議論したものである。アメリカの医療保

険制度に忠実な経済モデルが開発され、しかも実証研究の方法も厳密なので、論文の質は高いといえる。しかし、制度が異なるだけに、わが国への教訓はさほどなく参考になる点は少ない。

重ねていうが、ここで載せられた2つの論文が、わが国の経験に直接教えることはさほどない。すなわち、全国民に医療保険制度を用意する制度がなかなか導入できない国であるアメリカと、不十分ながらも全国民に医療保険制度加入の機会があるわが国では根本的に異なるからである。評者は日本の方がアメリカより進んでいると考えるし、むしろアメリカが何故皆保険を達成できないのか不思議である。医療は私人ないし私企業の責任においてケアされるべきという精神が、アメリカにおける支柱なのであろう。

しかし、わが国の医療保険制度においても、よく知られているように問題山積である。健康保険制度の乱立、医療保険の大幅赤字、過剰医療と高価格の医薬業界、規制の存在等々解決されなければならない問題は多い。医療現場と保険制度の改革が進んでいることは周知の事実である。良い方向に改革が進むことを願いたい。アメリカに学ぶ点があるとすれば、医療保険制度や高額医療のことよりも、なぜアメリカで最新の医療技術と新薬の開発が進んでいるのか、という点であろう。わが国では医療技術の開発と有効な新薬の開発はそれほど進んでいないといわれる。医薬業界に規制がありすぎるのか、教育が間違っているのか、研究費の不足なのか、それとも無駄が多いのか、秀れて経済学の問題として分析可能と、私のような素人にも映るのであるが……。

第6章の論文は、Axel Börsch-Supan, Daniel McFadden and Reinhold Schnabel による、同居生活と健康、資産効果の関係を調べたものである。先ずこの種の論文がアメリカから提出されたことが新鮮であるし、驚きでもある。なぜならば、年老いた親と成人した親が同居する（すなわちわが国でいう親子同居世帯）ことの効果を分析したものだからである。わが国の同居率は現今減少の傾向があるが、わが国をはじめアジア諸国に特有の同居に注目したアメリカの経済学者の眼力に感心する。アメリカの場合、親子のみならず、兄弟、友人等のように同居の範囲が拡大されているのが興味深い。

Börsch-Supan, McFadden and Schnabel は、同居による正の効果を様々な角度から計量的に明らかにし

たものである。第1に、先ず、高齢者が病気になった時の治療や世話が同居の場合にはスムーズに行われることが示される。これは直感的に明らかなことなので、これ以上の説明は不要であろう。第2に、同居するかどうかの決定は、公共政策（例えば食料切符、メディケア制度）がうまく作用するかどうかによる。第3に、同居するかどうかの決定において重要な要因は、家族の所得よりも家屋・土地を含めた実物資産保有高である。すなわち同居するには住居の条件が大切であるということである。

この論文の特色の1つは、上に述べたことを説明するために、質の高い計量モデルを設定した上で、高度の推定方法を用いてデータの検証を試みたという姿勢である。これは厳格な実証研究を目指すアメリカの経済学者の姿勢が読み取れ、大変印象的である。本論文でもMIMIC (Multiple-indicator, Multiple-cause model) の非線型モデルが使われている上に、計量経済学におけるいわゆる識別の問題にも注意を払っている。しかも、データ・ソースとして個票の利用に恵まれたアメリカならではの实証研究の質の高さである。

親子同居の経済効果を分析するために、これほど複雑なモデルを推計する必要があるのかという疑問もあるだろうが、学問的にレベルの高い論文を書くことが要請されているアメリカの現状がよくわかる。わが国ではどうだろうか。コメントを含めてここにそれを書いてみよう。先ず第1に、アメリカのようにデータが豊富ではないし、個票の利用可能性にいたっては日本は後進国である。第2に、労働経済、財政学、社会保障研究の専門家の中で、数量分析を毛嫌ひする雰囲気はまだ多少残っている点もある。第3に、数量分析を得意とする人の間で、政策の効果に注目しようとか、文化、政治、哲学等の果たす役割に重きをおく習慣もまだ成熟していない。今後のわが国において学問の発達と学問の実践が両立するような時代の到来を願うものである。第4に、やや残念なことは、この3人の論文では同居のメリットを厳格に示しながらも、アメリカにおいて同居を増加させた方がよいのか、さらに増加させる方法や政策に関することが、ほとんど述べられていないことである。Börsch-Supan, McFadden and Schnabel の論文を読みながら、このような4点が頭をよぎった次第である。

第7章は、Leslie Papke, Michell Petersen and James Poterba による、401(k) プランがアメリカの

企業年金制度を本当に変えたかどうかを調べたものである。アメリカではよく知られているように、1980年代の税制改革、特に401(k)プランの導入によって、企業年金の分野でDBプラン(確定給付型)からDCプラン(確定拠出型)へのシフトが起こったとされる。さらに、401(k)プランによってアメリカ人の貯蓄性向を刺激して、私的貯蓄率を高めたのではないかとされている。本論文はこのことを確認しようとしたものである。

Papke, Petersen and Poterbaの仕事は、新しいデータ・ソースを用いた点に特色がある。彼達の発見した事実は次のように要約できる。第1に、401(k)プランは、既に存在しているDBプランにとって替わる制度になっていない、と報告されている。第2に、しかしいくつかの企業は、既存の節約・利潤共有プランにとって替わって、401(k)プランに移行した、とされる。すなわち、401(k)プランによって課税所得の引延ばし効果(すなわち節税効果)があったと理解できる。

この論文の意味するところは次のようにまとめられよう。第1に、よくいわれているようなDBプランから401(k)プランを含んだDCプランへの移行は、それほどみられないということである。これは彼達自身が企画・収集したサーベイ・データによる特色からくるものなのか、それとも一般的にいえるのかどうか、よくわからない点がある。第2に、アメリカの家計貯蓄率が低いことがアメリカのマクロ経済問題の元凶の1つとされ、貯蓄率を上昇させる方策がいろいろ考えられているが、税制改革を伴う401(k)プランはさほどこれに貢献していないとも解釈できる。ただし、この第2の点はアメリカにおいても大変な論争点なので、外国人である評者がコメントできる知識を持ち合わせていない。

わが国への教訓としてどのようなことが考えられるだろうか。第1に、現今の超低金利を反映して、多くの企業年金の財政赤字は深刻であるが、わが国にはDCプランを導入、ないし移行した企業年金はほとんどない。アメリカのように、私的貯蓄率を上げるために、401(k)プランを含んだDCプランへの移行を考えるのではなく、個人資産管理の適正化のためと企業年金の財政赤字を減少させるためにも、DCプランを考慮する時期にわが国も来ているといえる。第2に、ただし税制上の優遇を与えてまでもDCプランに移行

する必要はないと考える。わが国の貯蓄率決定は税制の変化にそれほど影響を受けていないし、わが国の政府財政赤字の巨額さを考慮すると、税制上の優遇を与えることはさほど説得的ではないからである。

第8章の論文は、Jonathan Skinnerによる貯蓄理論の実証研究である。貯蓄率決定モデルとして、ライフサイクル仮説、遺産動機を含んだライフサイクル仮説、そして予備的動機仮説の3つを代表的理論として取り上げ、マクロデータとミクロデータを用いてどの理論がデータで支持されるかを調べたものである。

Skinnerは貯蓄決定における住宅資産の役割に注目して、住宅価格の変動による住宅資産の変化が消費、貯蓄に与える効果を実証しているのである。比較的簡単な理論モデルを作成して、次のような結果を得ている。すなわち、若年者と高年者では住宅資産への見方が大きく異なることが、Skinnerの定式化の特徴になっている。高年者では住宅資産は不時に遭遇した時に、バッファーとして存在しており、売却して現金化することもよくあることに注目する。従って、住宅を考慮することによって、上の3つの理論のうち予備的動機仮説を支持することになる。

第9章は、Jonathan Feinsteinによる高齢者の健康状態と住宅の関係を、理論的に研究したものである。特に、健康が悪化した時に住居の移動が可能かどうかを、移動コストを考慮に入れてシミュレーションを行ったものである。モデルは相当複雑であるが、高齢者の住居移動を相当程度予測可能にしたものである。

第8章と第9章の住宅ないし住居資産を媒介とした経済モデルの結果を、わが国を念頭において評価してみよう。第1に、この2つのモデル共にアメリカを対象としているので、住宅資産の流動化、すなわち住宅の売却が簡単であることを忘れてはならない。わが国では住宅や土地の売買はそれほど頻繁ではなく、従ってここでのモデルが想定しているように流動性が高くなく、理論通りに進まない可能性が高い。流動性が低ければ異なる結果もありうる。第2に、わが国では住宅・土地は現在でも遺産・贈与の手段として使われる要素が強く、高齢者が簡単に売却・換金して自分の生活費にあてるような行動はさほどみられないといえる。この事実は第1の点とも密接に関係がある。以上をまとめると、住宅資産を含んだ貯蓄モデルは日米で相当異なるのではないかと、ということである。

最後の第10章は、David Weilによる高齢化と死亡

不確実性が遺産動機と貯蓄にどのような影響があるかを、重複世代モデル (OG モデル) によって調べたものである。遺産を残す人の死亡時期不確実性が高まることによって、遺産受領者の貯蓄率の低下を引き延ばす方向に働くことを明らかにした。換言すれば、貯蓄率の上昇効果を持つものと理解できる。死亡時期の不確実性が本人の貯蓄率を高めることは既に周知の事実であるが、子供の貯蓄率にまで影響を与えることを調べていることは興味深い。少なくとも理論的には面白い発展が本論文によってなされている。

しかし、評者にはこの不確実性が本当に重要なのかどうか、多少疑問と映る。というのは、子供は親の死亡時期まで考慮に入れて貯蓄額を決定しているのだろうか、という問いである。確かに子供にとって、予想される遺産の存在は貯蓄に影響があるだろうといえるが、親の死亡時期の不確定要因まで視野に入っていないのではないのか。特に多額の遺産受領が予想される子

供にとっては、親の死亡時期不確実性は大切かもしれないが、一般の人ないし遺産受領の期待できない人(むしろこの人達の数が圧倒的に多い)にとってはさほど影響力のない要因といえる。従って、マクロ経済の貯蓄への影響についてそのことがいえる。

このことは James Poterba のコメントにも暗示的に示されていると理解できる。Poterba は Weil の考慮した不確実性に加えて、5つの不確実性が重要であるとコメントしているのである。直接には Weil による親の死亡時期不確実性はさして重要ではないと述べていないが、間接的にそのことを言っているように評者には映る。

本書全体を最初から最後まで読む必要はさほどないが、個々の論文には質が高く、しかも興味深いものも多いので、読者の関心に応じて個々の論文を読む価値はある、というのが評者の読後感である。

(たちばなき・としあき 京都大学教授)

クリストファー・ピアソン著/田中 浩・神谷直樹訳

『曲がり角にきた福祉国家』

(未来社, 1996 年)

伊 藤 周 平

I. 1970 年代後半からの経済成長の停滞とそれに伴う長期的な不況を背景として、多くの先進諸国では、従来の福祉国家体制に対する批判が噴出し、いわゆる「福祉国家の危機」が語られることとなった。こうした「福祉国家の危機」をめぐる議論自体は、1980 年代半ばには鎮静化するが、少なくとも「福祉国家の危機」が語られるようになってから、福祉国家体制やその発展の方向に関して存在していたコンセンサスが崩れ、福祉国家をめぐる理論的状況も福祉国家を擁護する議論に代わって、福祉国家への批判論が優勢となってきたことは確かである。もっとも、福祉国家への理論的な批判にもいくつかの潮流がみられ、「福祉国家の危機」の時期の福祉国家批判の中心をなしていたのが、ニュー・ライトやネオ・マルクス主義といった伝統的な左右両派の立場からのものであったのに対して、近年では、いわゆる「新しい社会運動」の影響を受け、フェミニズムや反人種差別主義 (アンチ・レイ

シズム)、環境保護主義 (グリーンニズム) などの立場からの福祉国家批判が活発化している。その結果、福祉国家論の内容は多様化し、福祉国家への理論的批判の内容も多面的なものとなっている。

ヨーロッパ諸国では、経済成長の停滞は 1990 年代に入っても続き、特に先進的な福祉国家体制のもとで良好な経済パフォーマンスを維持してきたスウェーデンなどでも急速に経済状況が悪化し、失業率が増大している。これに人口高齢化、EU 統合という政治的、社会経済的な課題が重なり、福祉国家は「これまでになくはげしい政治的論争の渦中」(本訳書, 15 頁, 以下、頁数は本訳書の頁を示す) に引きずり込まれている。まさに、福祉国家体制は新たな再編を迫られているのである。同時に、福祉国家の研究領域も貧困や福祉供給の問題といった個別的、実践的な課題にとりくんできた従来の地味な研究の枠を越え、政治学者、経済学者、社会学者、歴史学者など多くの社会学者が